グローバル卓越人材招へい
研究大学強化事業（EXPERT-J）

令和　7年　7月

科学を支え、未来へつなぐ

科学技術振興機構

助成事業推進部

事業目的（公募要領2頁）

本事業は、我が国の国際頭脳循環の強化に向けて、日本人をはじめとした優秀な海外若手研究者を世界水準の処遇で国際卓越研究大学に準ずる日本トップレベルの大学に受入れ、我が国の研究力の強化を図るため、次の２点を推進する。

1. 海外機関に所属する日本人研究者をはじめとした優秀な海外若手研究者（受入時点で45歳未満。博士研究員（ポスドク）、博士後期課程学生を含む）および優秀な海外若手研究者から構成されるチームに対し、世界水準の処遇、研究環境を提供し、研究力向上に向け、我が国への定着を目指すこと

2. 日本の大学が、優秀な若手研究者を海外から受入れることで、当該分野において世界と伍する研究水準を有する研究大学の実現を図ること

事業概要①

支援対象（3、19、21頁）

- 令和7年8月18日時点で、文部科学省から国際卓越研究大学の認可・認定を受けていない国公私立大学

※なお、国際卓越研究大学に準ずる日本トップレベルの大学として、国際卓越研究大学の認定に関する基準である「国際的に卓越した研究の実績」を有することを想定
具体的には、申請段階で以下のいずれかを満たすこと

✓ Top10%論文数が1,000本程度（直近の５年間総計）以上であり、かつ、総論文数に占めるTop10%論文数の割合が10%程度以上となっていること。

✓ 研究者一人当たりのTop10%論文数において、優れた実績（0.6本程度以上）を有すること。

事業概要②

支援対象となる取組（3、9、15、31-32頁）

- 招へい・受入れを行う海外若手研究者に対する給与・研究奨励費（生活費相当額）、研究費、研究環境整備費用（研究セットアップ費用）
- 大学事務費

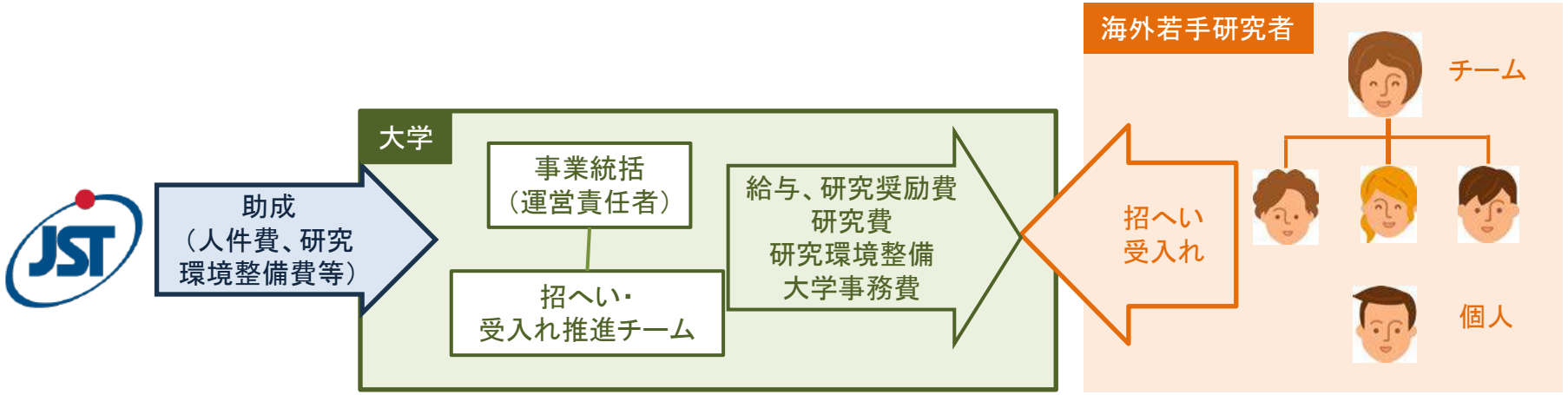

海外若手研究者の招へい

（パターン1）PIとなる海外若手研究者チーム全体を海外機関から招へい

なお、海外博士後期課程学生は、PIチーム以外の研究室に所属することも可とする

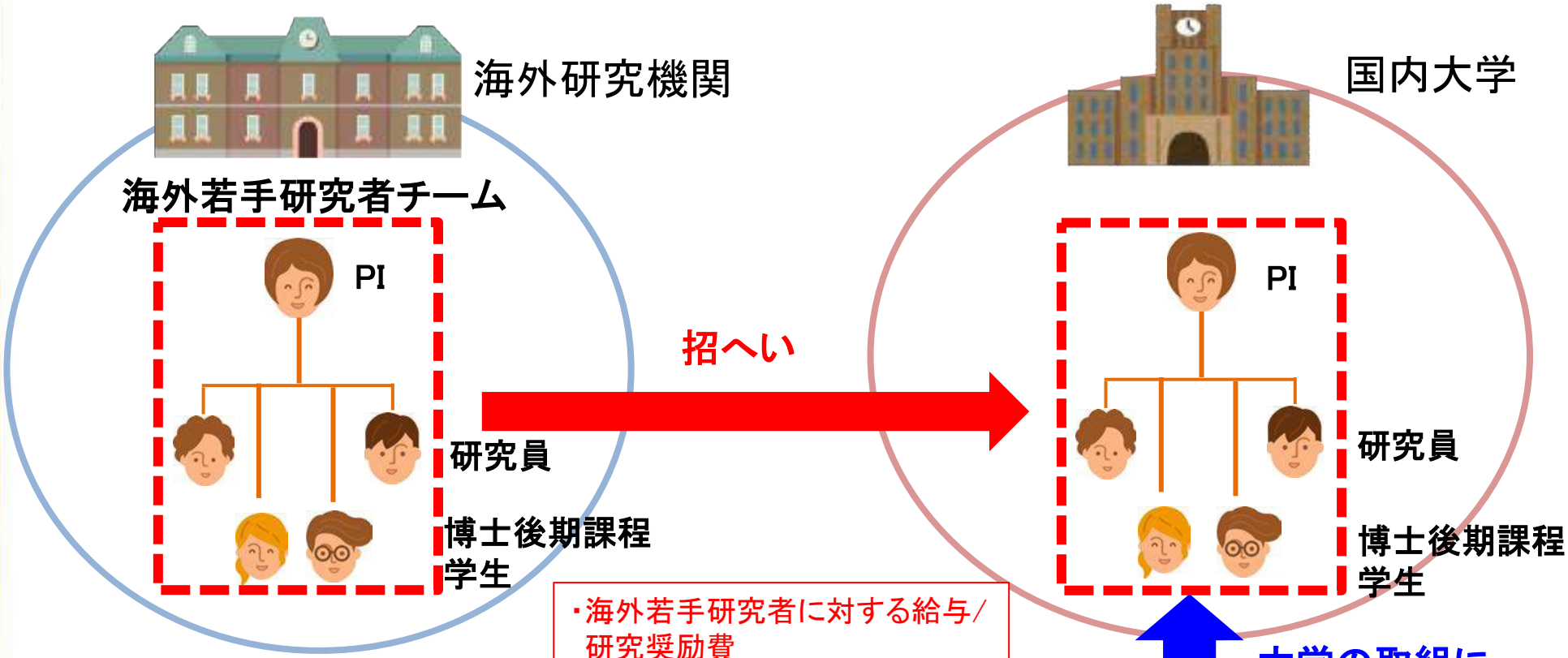

海外若手研究者の招へい

（パターン2）PIとなる海外若手研究者個人の海外機関からの招へい

大学は研究体制構築のため、PIに対する研究費からポスドク、RA経費を支出

なお、海外博士後期課程学生は、PIチーム以外の研究室に所属することも可とする

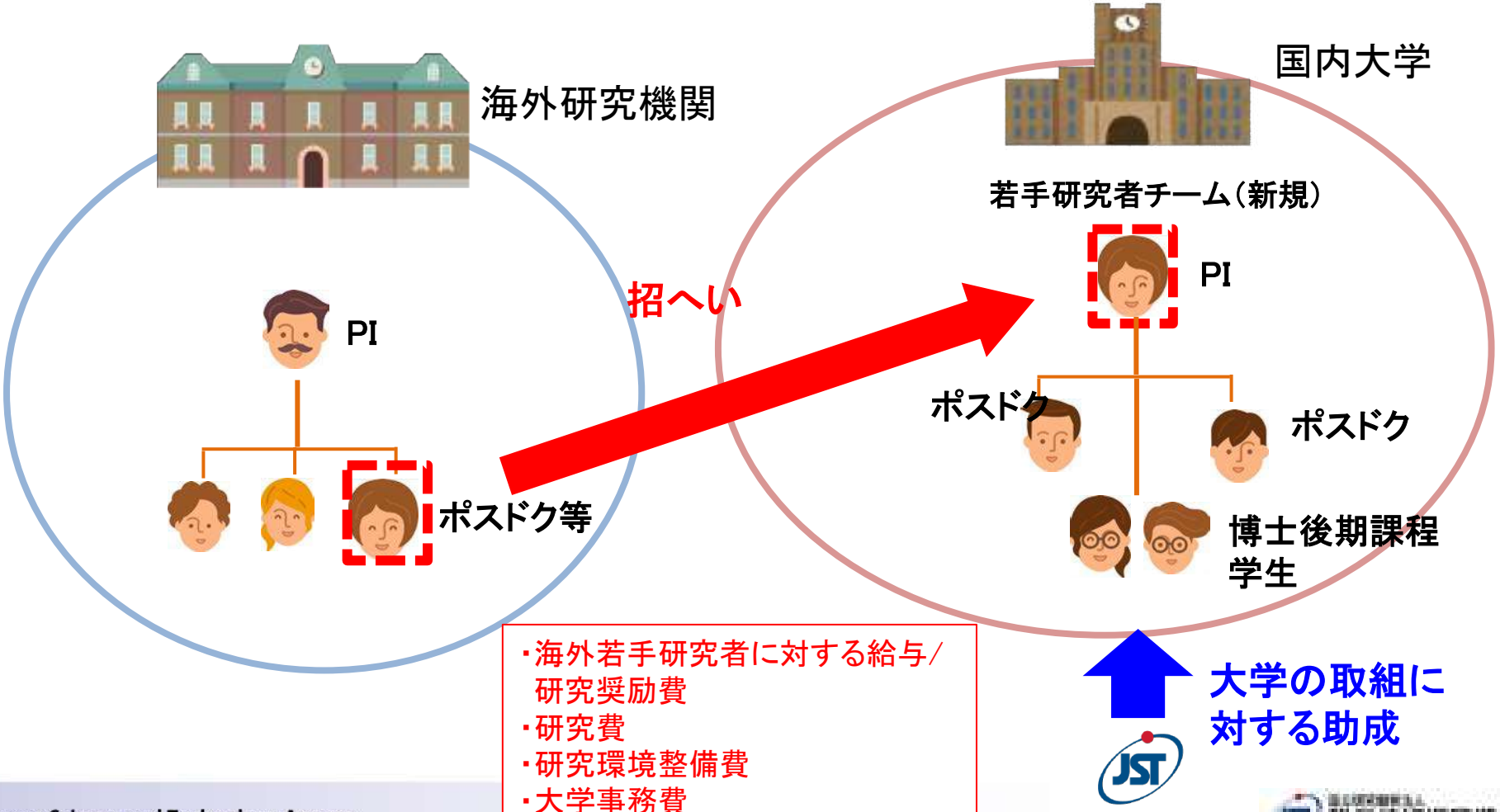

事業概要③

招へい・受入れ対象者の要件（15頁）

- 招へい・受入れの段階で45歳未満。PIとなりうる海外若手研究者に加え、海外博士研究員（ポスドク）、海外博士後期課程学生を含む

- 日本人研究者をはじめ、海外研究機関に所属する優秀な海外若手研究者、および優秀な海外若手研究者から構成されるチーム

※研究チームの中心となる研究者が45歳以上の場合、当該研究者の人件費は大学の自主財源で支援し、本事業による支援はその他の優秀な海外若手研究者に対し行うことも可能

※対象国の研究機関での研究を予定していた海外研究者で、時下の状況により渡航ができなかった若手研究者も対象

※採択決定前に大学で受入れた海外若手研究者は支援対象外

事業概要④

招へい・受入れ海外若手研究者の対象国等（3、18頁）

- 招へい・受入れ海外若手研究者の対象国（海外に在籍している場合の所属機関）は、我が国として戦略的な国際連携を推進しているG7を始め同志国や一部のグローバル・サウスとし、具体的には以下を対象とする

  オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、インド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国、ASEAN各国

事業概要⑤

研究セキュリティの確保（3-4、18-19頁）

- 本公募では、研究セキュリティ確保の取組として、重要技術分野において受入れを行う大学において、招へい・受入れを行う海外若手研究者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、適切なリスクマネジメントを行うことを求める。また、海外若手研究者の研究内容によっては、JSTからリスク軽減策の対応を依頼する場合がある。

※重要技術分野とは、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針（令和4年9月30日閣議決定）」において調査研究を実施する技術領域の参考として定められた、以下の分野

バイオ技術、医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む）、人工知能・機械学習技術、先端コンピューティング技術、マイクロプロセッサ・半導体技術、データ科学・分析・蓄積・運用技術、先端エンジニアリング・製造技術、ロボット工学、量子情報科学、先端監視・測位・センサー技術、脳コンピュータ・インターフェース技術、先端エネルギー・蓄エネルギー技術、高度情報通信・ネットワーク技術、サイバーセキュリティ技術、宇宙関連技術、海洋関連技術、輸送技術、極超音速、化学・生物・放射性物質及び核（CBRN）、先端材料科学

事業概要⑥

大学における推進体制（１）（2、17-18頁）

- 事業統括
  - 各大学においてあらかじめ指名された事業統括が、海外若手研究者の招へい・受入れ及び運営責任を担う。大学における海外若手研究者の招へい・受入れの構想、世界水準の処遇・研究環境整備やキャリアパス構築等に向けた方針など、研究支援や定着に向けた中長期的な構想を立案し、活動を推進する

- 大学の役割
  - 事業開始時点で当該大学に所属する者のうち１名を、事業統括としてあらかじめ指名する
  - あわせて、事業統括の円滑な業務遂行に資するよう、本事業の実施に関する事業統括の学内での地位・権限等を明確化するほか、事業統括に対して既存の枠組みを越えた部局横断による協力・支援が確保される体制を構築し、これを確実に担保していくことが求められる

事業概要⑦

大学における推進体制（２）（2、9、17-18頁）

- 招へい・受入れ推進チーム
  - 取組の推進に向け、事業統括のもとに「招へい・受入れ推進チーム」（※）を構築する。この体制は、既存の国際関係・留学生関係部署等を活用することも想定されるが、本事業の趣旨を踏まえ、部局横断的な組織であることなどが求められる。また、これら既存の組織と兼務することは妨げないが、その場合であっても事業統括のもとバーチャルな体制を構築することが求められる。

    ※招へい・受入れ推進チームの例：国際関係部署、留学生関係部署、研究推進・支援部署、博士後期課程学生学務担当部署、人事関係部署

※JSTは大学における大学の体制整備、招へい・受入れに係る人件費、活動経費として、海外若手研究者の招へい・受入に直接かかる経費の10%を上限として支出可能

事業概要⑧

大学における取組（１）（2、17頁）

- 海外若手研究者の処遇の検討・受入れ実施
  - 海外若手研究者の招へい・受入れに当たっては、支援終了後の定着を見据え、原則としてPIとなる研究者に対してはテニュアもしくはテニュアポストを明示した形でのテニュアトラックを設定するなど、適切なポストを処遇する。また、海外博士後期課程学生には、修了後のキャリア支援等を実施する
  - 優秀な海外若手研究者等の処遇や研究環境整備等の措置、海外若手研究者等の定着に向けた人事制度の構築について、大学で規程を整備し、規程に基づき実施する
  - 海外若手研究者から教育研究以外の職務を減免するとともに、種々の手続きなど管理事務をサポートするためのスタッフ機能を充実させることなどにより、海外若手研究者が研究に専念できるような環境を提供する

事業概要⑨

大学における取組（２）（16頁）

- 海外若手研究者の質の担保
  - 大学は、招へい・受入れに当たって、定量的指標を含め、研究分野に即した適切な選抜基準を設け、招へい・受入れ海外若手研究者の質を確保する

※判断基準例（PIとなりうる海外若手研究者）：

・招へい・受入れを行う海外若手研究者の研究構想が、当該分野において世界をリードする独創性・優位性を有しており、大学の研究力の強化に向けた戦略の実現に寄与すること

（判断根拠）

- 海外若手研究者による研究提案書

・研究構想の遂行に向け、必要な活動実績及び責任能力を有していること

（判断根拠）

- 海外若手研究者が、これまでの主要な研究実績10件程度（学術論文、著書、国際会議のプロシーディングス、主要な国際会議の招待講演、受賞、特許、ライセンス、起業、データセット、ソフトウェア、標準化、過去の研究代表の実績やマネジメント実績等）について、今後の研究構想との関係性やそれぞれの重要性が分かる説明とともに記載したNarrative CV
- Top10%論文数／割合などの研究力に関する定量的指標
- 国際会議における基調講演・キーノート講演、受賞歴

実施概要⑩

大学における取組（３）（10、17、22、31頁）

- 大学における自主的な取組の実施
  - 大学は、単に優秀な海外若手研究者の招へい・受入れを実施するのではなく、大学が強みを有する分野等における研究力強化に向け、必要な場合、海外若手研究者の研究場所の確保、大学自主財源による研究費の付与、シニアPI級の研究者を含めた研究体制の強化、助成では認められない生活サポートの実施等、独自の取組を推進すること

（※）世界と伍する研究水準を有する研究大学の実現に向けた取組に関して、国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に関する基準において、研究上のポテンシャルを向上し続ける方策が例示されていることから、取組の参考とすること（国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（令和7年6月30日改訂）を参照）

事業概要⑪

大学における取組（３）（34頁）

- 学内規程の整備
  - 本事業の趣旨を踏まえ、助成金の支給に関して、学内規程を整備すること。当該学内規程においては、不正行為対応ガイドライン等に鑑み、研究活動に関して研究不正の防止、不正疑義発生時の対応を含め、海外若手研究者が果たすべき義務を記載するとともに、その義務の履修状況に対する大学の確認方法等も盛り込むこととする

支援期間、支援規模

支援期間（20頁）

- 令和7年度の事業開始から3年間（令和7年10月～令和10年9月（予定））
  ※令和6年度大学ファンド運用益33億円を財源とする

- 支援大学が国際卓越研究大学に認定された場合、当該大学における国際卓越研究大学研究等体制強化計画が開始される年度以降は、本事業からの支援は行いません

支援規模（20頁）

- 支援大学数・支援人数：各大学の構想に応じて決定

支援の考え方

支援の考え方（23-24、30頁）

- JSTは、優れた構想（招へい・受入れを予定する海外若手研究者、大学の招へい・受入れ構想、体制等）を持ち、実行可能と評価できる大学を採択
- 大学の計画に基づき、毎年度の事業計画を基に助成を実施

- 本事業では、招へい・受入れを行う海外若手研究者の大学における選抜にあたり、採択時の計画に基づき、質の評価が適切に行われているかや、研究セキュリティ確保の状況を、JSTとしても確認する。その結果、JSTとして適切と確認出来た海外若手研究者の招へい・受入れに関して、大学における助成金の執行を承認する（次ページ）

支援の考え方

JSTにおける海外若手研究者の質の確認（24-25、30頁）

- 事業統括は、本事業において招へい・受入れを予定する海外若手研究者が特定されてきた段階で、大学の評価基準に基づく受入れ研究者等に関する大学の評価の状況等の資料について、書面にてJSTに提出する

- その結果、JSTとして適切と確認出来た海外若手研究者の招へい・受入れに関して、大学における助成金の執行を認める。
  なお、交付決定以前に招へい・受入れる海外若手研究者が特定されている場合は、そのタイミングでJSTによる確認を行う。

  ※招へい・受入れ海外若手研究者情報はJSTウェブサイトに公開する

公募・選定について

大学からの申請内容（申請書の項目）

1. 海外若手研究者の招へい・受入れに関する大学の構想
2. 招へい・受入れに当たっての海外若手研究者の処遇、サポートに関する大学の構想
3. 大学の実施体制（事業統括、招へい・受入れ推進チーム）
4. 招へい・受入れる海外若手研究者の質の確保
5. 招へい・受入れ予定・計画の海外若手研究者
6. 研究セキュリティの確保
7. 資金計画（助成、大学自主財源）
8. 具体的な招へい・受入れ予定のある海外若手研究者のCV（Narrative CVが望ましい）

公募・選定について

評価の観点（１）（26頁）

1．優秀な海外若手研究者の招へい・受入れに関する大学の構想

・優秀な海外若手研究者の招へい・受入れ構想について、大学が強みを有し、戦略的に強化を進める分野において研究力強化や国際頭脳循環につなげ、世界と伍する研究力を発揮するための戦略とその実現性が明確なものとなっているか

・優秀な海外若手研究者の招へい・受入れに向けた構想が、具体的なコンタクトやチャンネルを確保する等、具体化されているか

・現在招へい・受入れが想定されている海外若手研究者は、事業の要件を満たすか

・支援終了後も大学において継続して招へい・受入れ可能な構想になっているか

公募・選定について

評価の観点（２）（27頁）

２．処遇等に関する大学の構想

・海外若手研究者に対し、事業終了後の定着も見据えたポストを用意できているか。特にPIとなる海外若手研究者には、原則としてテニュアもしくはテニュアポストを明示したテニュアトラックとするなど適切なポストを処遇し、支援終了後も自走化が図れる構想となっているか

・海外若手研究者に対する給与・研究環境の整備等の内容（大学自主財源で行うものも含む）が、世界水準から見て妥当、かつきめの細かい内容となっているか。また実現可能性はあるか

・招へい・受入れを行う海外若手研究者に対し、人事給与改革・業務改革を含め、研究に専念できる環境の整備は十分講じられているか

公募・選定について

評価の観点（３）（27頁）

３．大学の実施体制

(1)事業統括

・十分なマネジメント能力を有しているか

・国際頭脳循環等の取組を通して、今まで若手研究者等の人材育成を実施した十分な実績があるか

(2)部局横断支援体制の構築

・大学は、優秀な海外若手研究者の招へい・受入れを部局横断的にサポートする体制を講じているか。

・大学は、事業統括にプロジェクト遂行のための十分な権限を与えているか

(3)招へい・受入れ推進チーム

・事業統括のリーダーシップの下、部局横断的に機能する体制となっているか

・採択されたのち、迅速に取組を開始できる体制となっているか

公募・選定について

評価の観点（４）（27-28頁）

4. 招へい・受入れを行う海外若手研究者の質の評価等

・大学における選抜基準が、適切な定量的指標の設定を含め、招へい・受入れを行う海外若手研究者の研究構想は当該分野において世界をリードする独創性・優位性を有しており、研究構想の遂行に向け、必要な活動実績及び責任能力を有している等を十分に確認でき、招へい・受入れ海外若手研究者の質を確保するものとなっているか

・招へい・受入れを行う海外若手研究者が具体的に特定されている場合は、当該若手研究者の質の評価は確保されているか

※なお、重要技術分野において優秀な海外若手研究者の招へい・受入れを行う大学においては、当該研究者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、リスクマネジメントが適切に行われる計画となっているか

公募・選定について

評価の観点（５）（28頁）

５．実現可能性

・大学における構想および予算が、効果的かつ実現可能性のあるものとなっているか

・招へい・受入れる海外若手研究者が、申請時点において、どの程度具体的に特定・想定されているか。

本事業の実施について①

実施スキーム（23-25頁）

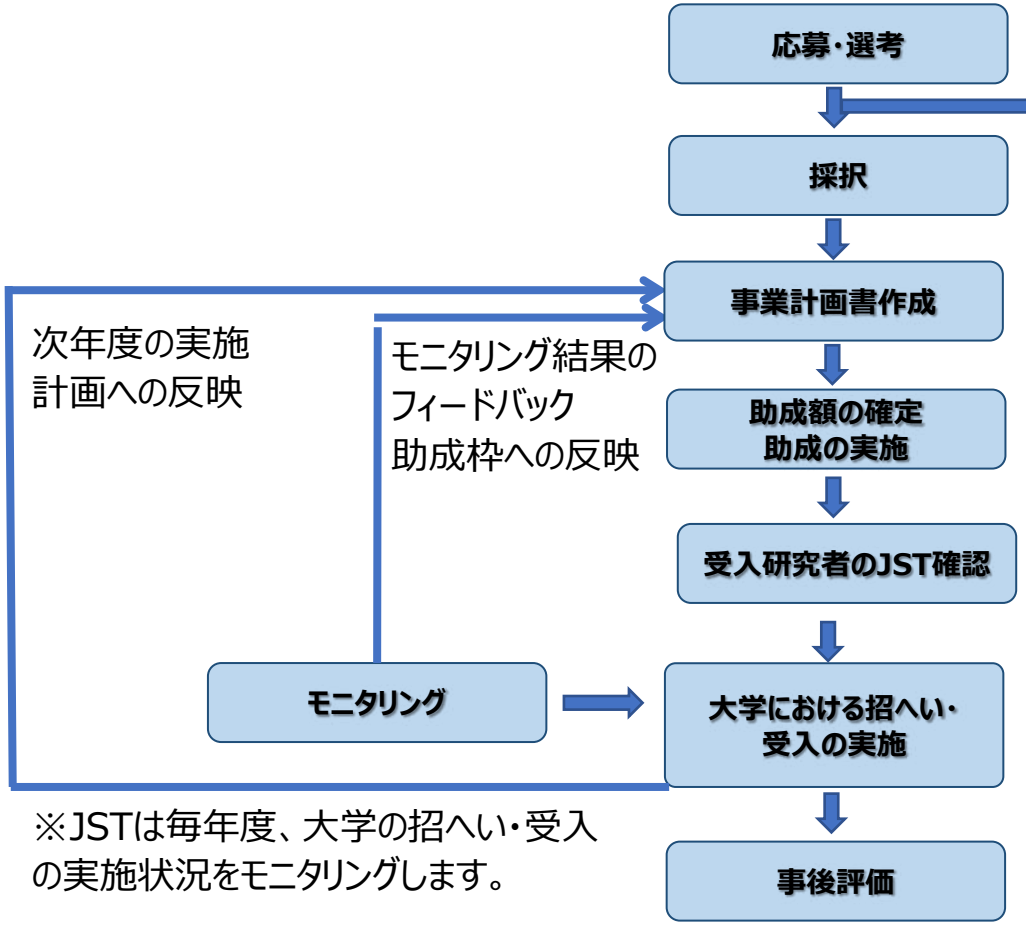

※JSTは各大学における受入実施状況を踏まえ、毎年度の助成枠を決定する
（基本的には令和7年度の助成枠を継続）
※大学は毎年度実施計画書を作成し、JSTはその内容を確認した上で大学に対し助成を実施する

本事業の実施について②

経費区分（31-33頁）

経費は、以下のJSTが大学の実施計画書に基づく助成と、大学が負担する支援経費から構成。支援経費は大学が申告するものであり、精算等は行わず、また、上限や下限は設定しない

費目		摘要
JSTからの助成	給与	・海外若手研究者に対する給与 ※博士後期課程学生の給与も大学の判断により支出可能
	研究奨励費	・海外博士後期課程学生に対する生活費支援 ※給与との重複支出不可
	研究費	・海外若手研究者に対する研究費（海外若手研究者の研究構想の実現に向けた研究費。競争的研究費が取得できた場合は、同じ研究目的に対する支出は不可）
	研究環境整備費	・海外若手研究者の研究セットアップ等、研究環境整備に係る経費（後述）
	大学事務費	・招へい・受入れ推進チームの体制整備費、旅費等 ・海外若手研究者の宿舎の借り上げ・着任旅費 ・その他、上記に該当しない費用で、招へい・受入れ等の取組に係る事務費
支援経費 （大学が負担）		●招へい・受入れ研究者の体制強化に向けた人件費（シニアPIの招へい等含む） ●招へい・受入れ推進チームの整備、維持にかかる経費 ●大学独自の判断による研究費 ●生活サポートに係る経費（助成では認められないもの）

本事業の実施について③

経費の支出①（20-21頁、31-32頁）

1．海外若手研究者への給与・研究奨励費（生活費相当額）と研究費の合計額（目安）

- PIになりうる海外若手研究者　　：3,000万円/年
- 海外博士研究員（ポストドクター）　：1,500万円/年
- 海外博士後期課程学生　　：　500万円/年

※上限額は大学が自由に設定可能とする
※海外博士後期課程学生に対しては、大学の判断により研究奨励費ではなく給与として支出可能。
金額水準は500万円/年を目安としつつ、諸外国のフェローシップ制度、国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）における研究奨励費と研究費の合算額390万円、特別研究員制度や、次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）による支援状況等も参考にし、大学において給与・研究奨励費および研究費の水準を設定する

2．研究費

- 海外若手研究者が競争的研究費を取得した場合、研究目的の重複は不可
- 海外若手研究者の研究体制整備に向けた博士研究員の雇用、大学院生のRAとしての雇用等は可能

本事業の実施について④

経費の支出②（21、32頁）

2.海外若手研究者の研究環境整備費

- 大学は海外若手研究者の研究実施場所の整備、研究設備等の整備を行う。

（助成により執行可能な経費）
・海外若手研究者の研究のために使用する土地、建物及び付属設備並びに構築物の賃借費（大学が定めた規則または契約などにおいて、使用料等が定められている場合。）

・大学が所有する資産を海外若手研究者が研究のため使用するための使用料等（大学が定めた規則等において、使用料等が定められている場合。）

・海外若手研究者の研究に必要不可欠かつ基盤的な機械及び装置並びにその他の附属設備、工具、器具及び備品並びに図書その他の有形固定資産の取得、製造、リース、改造、修理及び据付等の経費

・海外若手研究者の研究実施に必要な建物及び附属設備並びに構築物の改造、修理又は附属設備等の据付などの経費（研究に必要となる機械及び装置並びにその他の附属設備の設置に係る建物等の改造等、居室・実験室の整備に係るもの）

（助成による執行が不可となる経費）
・海外若手研究者の研究実施に必要な土地、建物及び附属設備並びに構築物の取得、リースなどの経費で資本的支出となるもの

- なお、研究環境整備費は、大学あたり総額5,000万円を支援

本事業の実施について⑤

経費の支出③（2、32頁）

4. 大学事務費

- 海外若手研究者の招へい・受入れに係る経費（給与・研究奨励費、研究費、研究環境整備費）の総額の10%を上限として計上可能。
- 海外若手研究者の着任に伴う旅費は支出可能。また、海外若手研究者の住居の借り上げは学内規程に従って可能。